

広島県告示第千八十一号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において準用する同法第四十一条第四項の規定によって、シルバー人材センター連合から、次のとおり住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成十九年十一月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 シルバー人材センター連合の名称及び代表者の氏名

社団法人広島県シルバー人材センター連合会 会長 東山 章次

二 住所及び事務所の所在地

変	更	前	変	更	後
		広島県広島市中区紙屋町二丁目二番二号			広島県広島市中区西白島町二四番三六号

三 変更年月日

平成十九年八月十五日